

平成22年7月1日

報道関係各位

社団法人コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)

日本証券業協会「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正に対し  
CSAJとして意見を提出

日本証券業協会より6月10日公表の『新規公開前に行われる不適切な自己募集を規制するための「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について』では、平成22年6月10日～7月1日17時の期間で意見募集が行われております。

<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/public/bosyu.html>

当協会としては、以下の通り日本証券業協会へ「有価証券の引受け等に関する規則」及び同細則の一部改正に全面的に反対する意見を提出しましたのでご報告いたします。

< 提出意見 >

1. 氏名又は名称：社団法人コンピュータソフトウェア協会（会長 和田 成史）
2. 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）：TEL：03-3560-8440 FAX：03-3560-8441
3. 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）：  
社団法人コンピュータソフトウェア協会
4. 意見の該当箇所  
第3条の2「未上場会社が上場前に自己の株券等について個人投資家に対し募集等を行っていた場合には、原則として、当該未上場会社の新規上場時の株券の募集又は売出しの引受けを禁止する」
5. 意見  
「有価証券の引受け等に関する規則」及び同細則の一部改正に全面的に反対する
6. 理由

本改正による効果が期待できない

本改正によって「未公開株詐欺」を減らすためには、「未上場会社が上場前に自己の株券等について個人投資家に募集をすることができない」という改正内容を「未公開株詐欺」の被害を受けると想定される一般消費者に対して相当の周知を計らなければならない。

他方、振り込め詐欺が政府広報、警察のATMへの警戒、金融機関のATMでの警告告知に加え、連日の新聞、TV等の報道をもってようやく半減したことから、本改正も同等以上の広報活動をもってはじめてその効果が期待できるものである。

さらに、同種の詐欺は第一生命株を始めとする上場株式会社についても行われており、このことから、本改正を実施し、一般消費者に周知が図られたとしても、詐欺グループにおいては未上場株式会社から上場株式会社や他の金融商品に手口を変えるだけとも考えられる。

本来的に、刑罰の厳格化をもって対処すべき問題である。

本改正によってベンチャー企業の資金調達の多様性が損なわれる

上場を目指すベンチャー企業は、優れた技術や製品があっても、担保となる固定資産がなく、そもそも融資を受けられる枠が小さい。そこで事業拡大における増資は極めて重要であるが、景気後退局面では、ベンチャーキャピタル、事業会社は出資後、即評価損となるリスクがあり、間口を狭めることはリーマンショック以降、周知の事実である。このような時期に、時価評価

の影響を受けない友人、知人からの出資は極めて貴重な資金といえる。

さらに、事業拡大のために個人からの増資を受けた場合、IPO が資金調達を選択肢とならないとなれば、事業会社への売却、合併となり、IPO を目指す企業の減少を招くこととなる。

本改正によってリスクマネーの担い手が限られてしまう

本改正によって、個人が IPO を目指すベンチャー企業の事業性を評価し支援を行うためには、手数料を支払って金融機関もしくは事業会社を通じた匿名組合、任意組合を結成し、当該ファンドからの出資ということになる。他方、エンジェル税制では、投資組合経由での出資であっても、直接投資と同様の措置を求められており、みすみす時間と手数料を浪費するだけのことである。

一方で、このようなスキームを受けるファンドや金融機関が多数機能しているとはいえ、結果として、既存のベンチャーキャピタル経由以外のリスクマネーの担い手がなくなってしまう。さらには、個人投資家の育成やそれらのリスクの緩和のためのエンジェル税制が本改正によって無駄となる。IPO 前に買い取りを強制されるようなスキームに、リスクマネーを供給することは考えられず、エンジェル阻害改正ともいえる。

他方、詐欺師グループがファンドを名乗って、企業に投資することは適法であり、この点を誇張した悪質な勧誘がなくなるとは思えず、本改正による効果は百害あって一利なしといえる。

以上の理由によって本改正には全面的に反対する。

提出日：2010年7月1日

本件に関するお問い合わせ先

社団法人コンピュータソフトウェア協会（CSAJ）

事務局 TEL：03-3560-8440 E-mail：soumu3@csaj.jp

URL：http://www.csaj.jp/